

## 米国最高裁が中傷的商標の登録を禁止する商標法2条について判断

2017年6月23日

JETRONY 知財部

今村、柳澤、丸岡

Matal v. Tam 事件において最高裁は商標法第2条(a)<sup>1</sup>は憲法修正第1条の「言論の自由」条項に基づき無効とした連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)の判断を支持した。この事件は、中傷的商標の登録を禁じるランハム法第2条(a)は言論の自由を保証した憲法修正第1条違反であるか否かを争点にするもの。経緯としては、

○アジア系米国人で構成されるロックバンド「The Slants」を設立した Tam 氏は音楽バンドのライブパフォーマンスに関連して標章「THE SLANTS」の商標登録を出願したものの、USPTO は中傷的として商標法第2条(a)に基づき拒絶。

○Tam 氏は「バンド名における『Slants』という用語の使用はアジア文化の中傷でなく、アジア文化の既成概念(ステレオタイプ)への挑戦が目的であり、過去に侮辱的用語として使われた用語を文化プライド宣言に変換している」とし、さらに、「USPTO は過去に黒人差別として使われていた単語を含む商標の登録を認めている。自身の商標も中傷を目的としたものでない」などとし、上訴。

○CAFC は「商標法による中傷的標章の登録禁止は憲法修正第1条に違反するか否か」という質問に対し、「中傷的標章の登録禁止は政府の審査で適用される要件にそぐわない」との判断を賛成多数で下した。

○19日付判決で最高裁は「商標法第2条(a)は『言論は“侮辱的な考えが表現されている”という理由で禁じられない』という憲法修正第1条の根本的原則に背いている、と判断。

当地知財雑誌のLaw360では、最高裁判決に関する弁護士らの意見として、①真に侮辱的な標章の商標登録出願が今後行われると予想するが、こうした標章が主要ブランドになる可能性は低いため、今回の判決は実務に大きな影響を及ぼさない。②商標法第2条(a)は中傷的標章以外に低俗的標章、不道德的標章などの商標登録を禁じているため、今後、低俗的標章、不道德的標章などの商標登録禁止に対して異議が申し立てられるか否かが注目される。③標章が中傷的であるか否かの判断は極めて主観的であるため、今回の判決はUSPTOの商標登録出願審査における負担を軽減し、審査プロセスに一貫性をもたらす。などとコメントしている。

以上

<sup>1</sup> [https://www.ipso.go.jp/shiryou/s\\_sonota/fips/pdf/us/shouhyou.pdf](https://www.ipso.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/us/shouhyou.pdf)